

令和 7 年奈良県商品流通調査　よくある質問

調査対象期間：令和 7 年 1 月 1 日～12月31日　　調査票の提出期限：令和 8 年12月 4 日（金）

ご回答の際は、お手元の「令和 7 年奈良県商品流通調査　記入手引」と併せてご確認ください。

調査の全体的なことについて		
No.	問	答
1	「商品流通調査」とは、どのような調査ですか。	奈良県内の事業所で生産された商品について、輸出手け・国内向けの出荷額や、国内でどの地域に消費されたかを把握する調査です。令和 7 年奈良県産業連関表を作成し、県内の産業構造や地域間の取引を明らかにするための基礎資料として利用します。
2	「産業連関表」とは何ですか。何に利用されますか。	一定期間に、各産業がどの産業から原材料やサービスを購入し、どの産業や家計等に販売したかを金額で示した統計表です。奈良県の経済構造の分析、公共投資・観光施策などの経済波及効果の推計、県民経済計算の基礎資料などに使われます。
3	なぜ当事業所が調査対象になったのですか。	経済センサス - 活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計調査等の情報を基に、対象品目の出荷額や生産量などを考慮して事業所を選定しています。県内の商品流通の実態を把握するため、特に生産規模の大きい事業所のご協力が重要です。
4	なぜ当事業所名や製造品目などの情報が分かるのですか。	調査対象事業所の選定に必要な既存統計の情報を、統計法に定められた手続に従って利用しているためです。これらの情報は、調査対象の選定など認められた統計目的の範囲内で取り扱います。
5	回答しなければならないのですか。罰則はありますか。	本調査について、回答を強制する規定や回答しなかった場合の罰則は設けられていません。ただし、奈良県の産業連関表作成に欠かせない重要な調査であるため、可能な範囲でご協力をお願いします。
6	回答した内容や企業秘密が外部に公表されることはありませんか。	ご回答の内容は統計法に基づき秘密が保護され、統計以外の目的には利用しません。個々の事業所の生産額、出荷額や回答内容を、そのまま一般に公表するものではありません。
7	調査結果は公表されるのですか。	回答内容は「令和 7 年奈良県産業連関表」の作成のために利用します。産業連関表は完成後に公表することを想定していますが、個々の事業所が特定できる回答内容は公表しません。商品流通調査単独の集計結果の公表については、現時点で確定した案内をしていません。
8	この調査は毎年行われるのですか。	おおむね 5 年に 1 度実施する調査です。前回は、令和 2 年を対象として令和 3 年10月に調査を実施しました。今回は令和 7 年 1 月 1 日から12月31日までの 1 年間の実績についてお尋ねしています。
9	国土交通省の「全国貨物純流動調査（物流センサス）」とは何が違いますか。	物流センサスは貨物がどこへ運ばれたかを主として物量等で把握する調査です。一方、本調査は商品の生産・出荷額と、国内向け商品の消費地を金額ベースで把握します。物流拠点への輸送先と、商品の実際の消費地が異なる場合があるため、両調査は代替できません。
10	経済センサスなどの統計調査に回答しています。それでは代用できませんか。	経済センサス等は事業所の活動や生産額などを把握する調査ですが、本調査では製品ごとの国内向け出荷の消費地割合など、既存調査だけでは十分に把握できない項目を尋ねています。負担をお掛けしますが、ご協力をお願いします。
11	忙しくて全項目には回答できません。	まず、主力品目の生産額・出荷額や国内向け出荷の消費地割合など、把握できる項目からご記入ください。分からない項目や提出期限までの対応が難しい場合は、調査委託先にご相談ください。

事業所について		
No.	問	答
12	当工場は奈良県外に移転しました。回答は必要ですか。	移転の時期によって異なります。令和7年中に県外へ移転した場合は、令和7年中に奈良県内の工場で生産した期間の実績についてご回答ください。令和8年に移転した場合も、令和7年に奈良県内で生産した実績があれば対象となります。令和7年より前に県外移転済みの場合は、その旨を備考欄にご記入ください。
13	事業所が閉鎖、廃業、休業しました。どうすればよいですか。	令和7年中に生産活動があった場合は、閉鎖等までの令和7年中の実績をご記入ください。令和7年以前に閉鎖等し、対象年に生産実績がない場合は、閉鎖・休業年月等を備考欄に記入してご返送ください。
14	会社名、事業所名、所在地又は連絡先が変更になりました。	調査票に印字された古い情報は二重線で訂正し、現在の会社名・事業所名・所在地・連絡先等をご記入ください。変更時期や変更理由も備考欄に補足いただけると確認が円滑です。
15	令和7年中に会社が合併・分割されました。	合併・分割の前後で、令和7年中に奈良県内の各事業所が生産した実績を区別してご回答ください。複数の調査票が届いた場合は二重計上を避ける必要がありますので、該当する事業所名、操業期間、所在地を整理して調査委託先にご相談ください。
16	同じ事業所に調査票が2通届きました。	調査対象の重複や本社・工場の別登録が考えられます。独断で2通とも同じ内容を記入すると二重計上につながるため、両方の宛名や所在地を確認の上、調査委託先にご連絡ください。
17	本社が県外にあります。本社で一括して回答してもよいですか。	ご記入いただく内容は、原則として調査対象となった奈良県内の事業所単体の令和7年実績です。本社の方が記入されても構いませんが、県外のお工場等の実績を混ぜないようお願いします。
18	海外の自社工場で生産した製品も含めますか。	含めません。奈良県内の調査対象事業所で生産した製品が対象です。県内工場で製造した製品を海外へ出荷した場合は、輸出向出荷額としてご記入ください。
19	現在は工場ではなく倉庫や物流センターになっています。	令和7年に当該事業所で製造・加工を行っていたかをご確認ください。令和7年に生産実績があれば該当期間の実績を記入し、生産実績がなければその旨及び工場機能を終了した時期を備考欄に記載してください。
20	製造品を修理するだけの事業所も対象ですか。	一般的な修理作業のみで、調査品目表に掲げる製品の製造・加工を行っていない場合は、通常は対象となりません。改造や加工の内容によって扱いが異なる場合があるため、判断が難しいときは調査委託先にご相談ください。

調査票・回答方法について		
No.	問	答
21	いつの実績を記入すればよいですか。	令和7年1月1日から12月31日までの1年間の生産・出荷実績をご記入ください。令和8年現在の状況ではなく、調査対象となる令和7年の実績をご確認ください。
22	暦年では集計できません。決算年度で記入できますか。	暦年での記入が難しい場合は、令和7年1月～12月に最も近い1年間の決算期等による実績でも差し支えありません。実際に使用した集計対象期間を備考欄にご記入ください。
23	金額の単位は何ですか。端数はどう処理しますか。	金額欄は千円単位でご記入ください。千円未満は四捨五入します。原則として消費税を除いた金額を用い、消費税の扱い欄は該当する方を選択してください。
24	消費税込みの金額しか集計できません。	原則として消費税抜きでの記入をお願いしています。税抜きが困難な場合は、ご記入時に採用した方法（例：国内向出荷額は税込み、輸出向出荷額は税抜き）を備考欄に明記してください。

25	調査票に印字されている品目を現在は生産していません。	令和7年中の生産実績をご確認ください。令和7年中に生産していれば実績額を記入してください。令和7年中の生産実績が0の場合は、「自工場生産額」に「0」と記入し、該当する品目名と品目コードを二重線で消してください。
26	印字された品目以外も生産しています。	「記入手引」の「商品流通調査品目表」にある品目名・品目コードを確認し、調査票の空欄へ追記してご回答ください。品目コードは前回調査の資料を流用せず、今回の付表で確認してください。
27	同じ品目でも型式や製品ごとに管理しており、まとめられません。	同じ品目名・品目コードを用いて、別欄に分けてご記入いただいて構いません。一つ目は印字欄を使用し、二つ目以降は空欄に追記してください。
28	品目が多く調査票の欄が足りません。	配布された2部のうち「予備用」の用紙も使用し、必要な品目を追加してご提出ください。さらに不足する場合は用紙を複写するなどしてご記入ください。
29	手書きでなくExcelで回答できますか。	今回の調査票に対応するExcel形式の様式を希望される場合は、調査委託先にご相談ください。回答の提出方法についても、事前に調査委託先にご確認ください。
30	メールやFAXで送ってもよいですか。	回答は原則として、配布された調査票を返信用封筒等で郵送いただく方法をご案内しています。事業所情報や回答内容を含むため、個別の案内なく電子メールやFAXで送らず、希望される場合は事前に調査委託先へご相談ください。
31	提出期限はいつですか。	令和8年12月4日（金）です。期限までの提出が難しい場合は、事前に調査委託先へご連絡ください。
32	前回提出した調査票を見せてもらえますか。	前回ご提出いただいた調査票情報や担当者情報は、そのまま提供することができません。今回の調査は令和7年の実績についてご記入ください。また、今回ご提出いただく調査票の控えは、貴事業所でも保管いただくようお願いします。

自工場生産額・出荷額について		
No.	問	答
33	「自工場生産額」は何を記入するのですか。	調査対象事業所で令和7年中に生産した品目ごとの金額です。「生産数量×工場出荷価格（消費税抜き）」を基本とし、自工場内で別製品の原材料等として消費した分も含めます。他工場から購入・受入れしただけの製品は含めません。
34	「工場出荷価格」とはどのような価格ですか。	工場から他事業者や販売店等に出荷するときの価格（消費税抜き）です。今回の「記入手引」では、包装・梱包して出荷する製品の荷造料を含め、運賃・保険料等の諸掛を除く考え方を示しています。小売店での販売価格ではありません。
35	「自工場消費額」とは何ですか。	自工場で生産した製品を、同じ工場で生産する別の製品の原材料として使用した場合や、研究開発用に使用した場合などの金額です。別工場へ送ったものや他工場から購入した原材料は、自工場消費額には含めません。
36	自工場消費分は販売していないため、単価が分かりません。	同じ品目を一部でも出荷している場合は、その出荷実績から平均単価を求め、自工場消費数量に掛けて算出してください。全量を自工場内で消費し出荷実績がない場合は、参照できる市価などで換算してください。
37	生産した製品を全量、自工場で別製品の原材料に使っています。	当該品目の「自工場生産額」と「うち自工場消費額」に同じ額をご記入ください。外部への出荷がなければ、輸出入出荷額と国内向出荷額は0となります。

38	「輸出向出荷額」は、商社経由の輸出も含めますか。	含めます。調査対象事業所が直接輸出したものだけでなく、輸出商社などを通じて輸出したものや、輸出用として販売したものも該当します。可能な範囲で取引先等に確認してご記入ください。
39	「国内向出荷額」は何を含めますか。	国内向けに出荷した製品の金額です。奈良県内向けと県外向けの両方を含み、同じ会社の他工場に原材料として出荷したものも含みます。自工場内で消費した分は国内向出荷額には含めません。
40	自工場生産額と、各内訳の合計が一致しません。	一致しなくても構いません。令和7年の生産分と出荷分では在庫の増減等の影響で差が生じることがあります。数値の転記誤りがないか確認した上で、実績に沿って記入してください。
41	金額ではなく数量で回答してもよいですか。	生産額・出荷額は金額（千円単位）での回答をお願いします。数量×工場出荷価格（消費税を除く）で算出し、賃加工品目については数量×加工賃又は加工賃収入でご記入ください。
42	製造品を自社の店舗で販売しています。どう扱いますか。	自工場で製造した製品は自工場生産額に含めます。併設店舗・自社店舗で販売するために出荷した製品は、原則として自工場消費額ではなく国内向出荷額として扱い、実際に購入・使用される地域に応じて消費地割合をご記入ください。
43	工場で製造せず仕入れた商品を、そのまま転売しています。	当該事業所で製造・実質的な加工をしていない転売品は対象外です。単なる検査、選別、洗浄、通常の包装等だけを行う場合も、原則として対象の製造とは扱いません。ただし、食料品の真空包装や医薬品の小分けなど、記入手引に例外があるためご確認ください。

委託・受託生産について		
No.	問	答
44	「賃加工」と「賃加工を除く」品目の違いは何ですか。	「賃加工」は発注者から材料・半製品等の提供を受け、加工賃を受け取って加工するものです。一方、「賃加工を除く」品目は、自ら原材料等を調達して製造したものです。今回の「商品流通調査品目表」で賃加工品目が設けられている場合に限り、該当する品目コードでご記入ください。
45	メッキ・塗装など加工賃だけを受け取っています。	調査品目表に該当する「賃加工」の品目がある場合は、製品そのものの価格ではなく、加工数量×加工単価又は加工賃収入でご記入ください。今回の調査票では、賃加工品目として指定されていない賃加工は回答不要です。該当する品目の判断に迷う場合は、調査委託先にお問い合わせください。
46	他社にすべて製造を委託した製品（OEM等）も自工場生産に含めますか。	対象事業所で製造していない製品は、原則として自工場生産額に含めません。実際に生産した受託事業所側で計上する考え方です。
47	製造工程の一部を外部に委託し、最終的な組立・加工を自工場で行っています。	自工場で実質的な加工・製造を行い、完成品として出荷する場合は、外部に委託した工程分を除かず、原則として完成品の工場出荷価格で自工場生産額をご記入ください。ただし、同じ製品の二重計上がないようご確認ください。
48	受託加工した製品の消費地が分かりません。	発注元が製品をさらに加工する場合は、原則としてその加工を行う事業所の所在地を消費地として考えます。発注元が単に保管・転送する場合は、転送先の使用・加工地域をご確認ください。不明なときは発注元への照会や合理的な推計をお願いします。

「国内向の消費地別構成比」について		
No.	問	答
49	「国内向の消費地別構成比」は、何を記入するのですか。	国内向出荷額について、製品が実際に使用・消費される地域を「奈良県内」「奈良県外」の2区分で記入してください。割合の合計が100.0%になるよう、小数点以下1桁までご記入ください。輸出向け出荷額は、この割合に含みません。

50	前回は都道府県別に記入しましたが、今回は不要ですか。	はい。今回の奈良県調査票では、国内向出荷額の消費地割合は「奈良県内」「奈良県外」の2区分です。前回のような都道府県別・地域ブロック別の欄や「不明」欄はありません。
51	「消費地」と、取引先・納品先・出荷先は違うのですか。	必ずしも同じではありません。商品が部品や中間製品なら、次の製造工程で使われる工場等の所在地が消費地です。完成品なら、実際に使用する企業や消費者が所在する地域が消費地です。単に通過する卸売業者や物流倉庫の所在地とは限りません。
52	卸売業者やグループ内の配送センターへ一括納品しており、その先が分かりません。	可能な範囲で納入先、物流センター、本社の販売管理部門等に照会し、最終的に奈良県内・県外のどちらで使用されるかをご確認ください。調べても分からない場合は、これまでの取引傾向等に基づいて、お分かりになる範囲で推計してください。
53	消費地割合は担当者の経験による概算でもよいのですか。	はい。正確なデータが得られない場合でも、取引先の所在地、過去の出荷実績、担当者の知見等から合理的に見込まれる割合をご記入ください。全く根拠のない推測ではなく、可能な範囲で実態に近い割合をお願いします。
54	小数点以下1桁まで計算できません。	例えばおおむね3割が奈良県内であれば「30.0%」、残りを「70.0%」とするなど、把握できる情報に基づく概数でも結構です。四捨五入等により合計が100.0%からずれる場合は、どちらかの値を調整してください。
55	国内向の出荷は全て奈良県内の取引先に販売しています。県内100%でよいですか。	その取引先が実際に製品を使用・加工するのであれば奈良県内100.0%です。ただし、取引先が倉庫や卸売業者などで、加工せず県外に転送している場合は、実際の消費先に応じて県内・県外の割合をご記入ください。
56	完成品を販売店に出荷しています。販売店の所在地を消費地としてよいですか。	消費地の原則は、購入した企業や消費者が実際に使用する地域です。店舗別の販売実績などが分かる場合は、可能な範囲で購入・消費地域を把握してください。個々の購入者の居住地まで追跡する必要はなく、店舗所在地などを合理的な代替指標として使う場合は実態とのずれにご注意ください。
57	建設資材を製造しています。建設会社の所在地でよいですか。	原則として、その資材が実際に使われる建設現場の所在地で判断します。把握できない場合は施工先・販売先への照会や、現場別売上構成などを基に奈良県内・県外の割合を推計してください。
58	輸出先の国・地域別の割合も記入するのですか。	今回の調査票で求めているのは「うち輸出向出荷額」と、国内向出荷額の奈良県内・県外の構成比です。輸出先の国・地域別割合は、今回の調査票では記入を求めています。

お問い合わせ先・調査票提出先	
調査票提出先	〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県総務部知事公室政策推進課 統計企画係
調査内容・記入方法の問合せ	株式会社 日本アプライドリサーチ研究所（調査委託先） 電話：03-5259-9146 / FAX：03-5259-6381 / メール：ras@ari.co.jp 受付時間：平日10時～18時